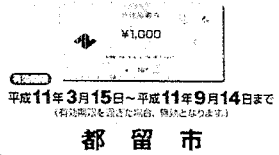


# 地域振興券は3月15日 から使用できます！

わたしのまちを再発見！  
「地域振興券」  
のお知らせです。

このステッカーを掲示しているお店でも利用できます。

## 地域振興券取扱店



平成11年3月15日～平成11年9月14日まで  
(有効期限を過ぎた場合、無効となります。)

都 留 市

広報1月・2月号でお知らせしました地域振興券は、平成11年3月15日から使用可能となります。有効期間は同年9月14日までの6カ月間です。

使用できる特定事業者については、地域振興券の交付時に「特定事業者一覧表」を配布します。また、店舗などには、地域振興券取扱店のステッカー・ポスターを掲示してあります。

地域振興券事業は、地域の活性化のため実施されるものです。短期間で十分な効果が出るよう、交付された地域振興券を、積極的にご利用ください。

## 地域振興券取扱店



地域振興券の取扱店を示すポスターおよびステッカー

## 4月の統一地方選挙に向けてのお知らせ

政治家の寄付は禁止。  
有権者が求めることも禁止。

### 4月に予定される選挙の日程

選挙の種類	投票日	告示日
山梨県議会議員選挙	4月11日(日)	4月2日(金)
都留市議会議員選挙	4月25日(日)	4月18日(日)



政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは、法律で禁止されています。違反すると罰せられます。

また、有権者が寄付を求めることも禁止されています。

寄付禁止のルールを守って  
明るい選挙を実現しましょう。